



【第 113 回】2016 年 4 月 29 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

G20 会合で見たパナマ文書問題「3 つの論点」

G20 会合で見た 個人課税の 3 つの論点



先週ワシントン DC で開催された G20 会合の声明文

を解説しながら、個人課税を念頭において、パナマ文書問題に関わる 3 つの論点を述べよう

5 月 10 日に公表が予定されているパナマ文書に関してマスコミの報道が日に日に大きくなっている。しかしその内容には疑問を抱くものもある。とりわけ、わが国の税制についての理解が十分でない報道も多く見受けられる。

そこで、以下、筆者が疑問に感じたことを中心に、さらには先週ワシントン DC で開催された G20 会合 (20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議) の声明文も解説しながら、個人課税を念頭において 3 つの論点について述べてみたい。

第 1 の論点は、「すべて法にのっとっており合法である」という(一部政治家などの)認識は間違いということである。確かに、パナマなどタックスヘイブンに資

金を預けたり会社を設立したりすることは、当事国ではもちろんのこと、日本でも合法である。

しかし、問題はその先である。連載第 112 回で述べたように、わが国は全世界課税方式といって、日本居住者が全世界で得た所得に対して課税し、二重課税については申告の段階で調整する方式をとっている。

したがって、日本居住者は、タックスヘイブンを含めた国外で所得を得れば、日本の税務当局へ申告しなければならない義務がある。これが適正に納税されていなければ、それは税をごまかした(脱税)ということになる。

もう 1 つ、わが国にはタックスヘイブン対策税制が導入されている。出資金額などの 50%超が、内国法人や日本居住者によって直接・間接に保有されているタックスヘイブンに所在する会社について、その会社の株式などを 5%以上保有する法人や居住者は、その会社に留保した金額を日本の当局に申告する義務がある。個人の場合、雑所得として申告することになる。

もっとも、この規定には例外がある。実際に日本の法人や居住者が、タックスヘイブンにつくった会社を「管理支配」しているなど適用除外基準を満たせば、この規定は適用されない。たとえば、本人自身が現地に赴き役員としての職務執行を行うなど、実際の活動をしていればセーフとなるのである。タックスヘイブン対策税制は、ここまで確認されて初めて発動されるので、今回個人の名前が出た場合、事実関係を精査する必要がある。

つまり、タックスヘイブンに送金し会社をつくることは合法だが、その後の税務処理がきちんと行われていなければ、「脱税」に問われるということである。

また 2014 年から国外財産調書が導入され、5000 万円を超える国外財産を保有する居住者は、その保有する財産の中身を記載して税務署に提出する義務を負うこととなった。故意の不提出や虚偽記載には、1 年以下の懲役刑が科せられる大変重い規定である。国外財産調書の提出枚数は 13 年分 5639 枚、14 年分 8184 枚と低調で、未提出が相当数いると言われている。

G20 会合で合意された 自動的情報交換の仕組みづくり

第2の論点は、わが国の税務当局はどうやってその情報を掴むのかという点である。

これを可能にするのは、タックスヘイブン国も含む各国の「自動的情報交換」である。日本居住者がタックスヘイブンを含む外国に口座を開設すれば、その情報（口座残高、利子、配当など）が自動的にわが国の税務当局に送られてくる仕組みを構築することである。

これについては、2017年までに55カ国・地域が交換を始めることにすでに合意がなされている。わが国は1年遅れて2018年までに交換すべく、国内法などの整備を行ったところである。米国は、これには参加していない。そこで、この問題の背後には米国政府がいるのではないか、米国の都合のいいように情報を操っているのではないか、という見方がある。

しかし、米国は2015年からFATCA（外国口座コンプライアンス法）という、より厳しい自動的情報交換を実施しており、この問題への対処は最も進んでいるというのが筆者の認識である。これにより、96カ国・地域が自動的情報交換の対象になるわけだが、実はパナマはこの中に入っていない。その他に、ナウル、バーレーン、バヌアツも自動的情報交換に参加していない。

だが、4月16日、17日、米国ワシントンDCで開催されたG20会合の声明文には、「自動的情報交換に係る基準を2017年又は2018年までに実施することにコミットしていない全ての関係する国に対して……コミットすること及び多国間条約に署名することを求める」としている。その上で、「7月会合までに税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準をつくることを指示する」となっており、あらゆるタックスヘイブンについて、自動的情報交換を迫ることとなる。それをモニターするメカニズムも構築される。

これを受けてすでにパナマは、自動的情報交換に参加するとしている。その他の国・地域も参加せざるを得ないだろう。そうなれば、基本的に逃げ場はなくなると考えてよい。

3つ目の論点は、そうは言っても、実際に日本の税務当局にそこまで調査できるのか、という疑問である。確かに日本の税務職員の数に限られており、税務調査権限は一般的に国境を越えて他国には及ばないので、そこは困難が伴う。現実には、オリンパス事件のケースで、オリンパスから粉飾を手助けした者への報酬資金の流れを見ると、香港、シンガポール、ルクセンブルクの3カ国の銀行口座・金融機関が使われている。

タックスヘイブンの金の流れを追うということは、「玉ねぎの皮をむく」ような仕事であり、マトリョーシカの中に入っている最も小さな人形を探し当てる作業である。その過程で多くの国家主権の壁にぶち当たることになる。麻薬・汚職・脱税の犯罪の色が濃くなるほど、調査・捜査は難しくなる。

実質的所有者情報の交換が 今後のキーワードに

そこでこの点について、今回のG20会合で話し合われ、大きな進展が見られた。声明には、「特に法人及び法的取極めの実質的所有者 (beneficial ownership of legal persons and legal arrangements) 情報に関し、金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準の効果的な実施に付した高い優先性を再確認する」と書かれているのである。

重要な点は「実質的所有者」情報の透明性を求めていること、つまりマトリョーシカのなかの小さな人形の正体を開示することである。これは脱税だけではなく、「腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するため」とされている。

今後は「権限ある当局間の国際的な実質的所有者情報の交換」がキーワードとなり、それに向けての作業が開始される。「実質的所有者情報」については、これまではアンタッチャブルであっただけに、今回これが合意されたということは、いかにこの問題が深刻かということの危機感の表れでもある。わが国でも、マネロンや麻薬・暴力団のマネーなどの観点から、金融庁・法務省、警察との連携・協力が必要となろう。

G20 のコミュニケは、[財務省のホームページ](#)から入手できるので、興味のある方はぜひご一読を。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe
src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0"
scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
<iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```